

ひたちなか市第3期観光振興計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務委託名

ひたちなか市第3期観光振興計画（以下第3期観光振興計画）策定支援業務委託

2. 業務目的

令和8年度を初年度とする、第3期観光振興計画の策定を確実にかつ順調に遂行するため、策定全般の細部にわたるコンサルティング業務を行うものとする。

第2期観光振興計画で定めた基本施策や重点プロジェクトの分析や見直しを行い、現状と課題を洗い出し、時代に即した事業展開を検討し、今後10年間に向けた展望と道筋を示す「ひたちなか市第3期観光振興計画」を作成することを目的とする。

3. 計画の位置づけ

この計画は、ひたちなか市総合計画の産業分野における観光の個別計画として位置づける。

また、「観光立国推進基本計画」及び「茨城県観光振興基本計画」との整合性を図る。

4. 業務を委託する期間

契約締結日の日から令和7年3月31日まで

5. 業務内容

令和6年度に行う業務委託の内容は、概ね以下のとおりとする。ただし、策定に必要と思われる事項を列記したものであり、プロポーザル実施により決定した受注者の企画提案又は庁内会議等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合はある。

(1) 準備、打ち合わせ等

- ・市の取組みについてヒアリングを行うこと。
- ・本業務に沿った業務計画、スケジュールを立案すること。
- ・担当者の連絡先が記載された業務組織図を書面（任意書式）により提出すること。
- ・上記に変更がある場合、事前に書面（任意書式）にて市へ報告すること。
- ・月1回程度、市と打ち合わせを実施すること。また、その際のテーマ選定、資料・議事録作成などを行うこと。

(2) 第2期観光振興計画の分析と見直し

- ・第2期で定めた基本施策や重点プロジェクトの現状と課題を洗い出し整理する。

(3) ひたちなか市観光の実態把握のための調査の実施

① 観光実態調査

- ・ひたちなか市に訪れる観光客の行動特性やニーズを把握するため、市内主要観光施設においてアンケート調査を実施する。

※訪日外国人の国籍，性別，ひたちなか市にきた目的，消費額，旅行満足度などインバウンド調査も併せて実施する。

② マーケティング調査

- ・市場におけるひたちなか市の認知度や来訪意向を把握するため，首都圏居住者及び首都圏以外からの地域居住者を対象とするアンケート調査を実施する。

③ 観光資源の評価と活用検討

- ・本事業におけるアンケート調査や既存資料，現地調査を通じて，利活用を検討する地域資源を整理・評価する。

④ 関係者ヒアリング

- ・ひたちなか市観光振興計画の進捗状況や観光に関する受け入れ側の実態を把握するため，市内観光関係者を対象とするヒアリング調査を実施する。

⑤ プロジェクトの検討

- ・ひたちなか市第3期観光振興計画の事業推進に向けて，戦略的・先導的に実施する取り組みを検討する。

(4) 懇談会等の運営支援

- ・観光振興課が主催する「令和6年度観光振興計画・事業推進懇談会」（5回／年）の事務局の一員として，必要となる資料の作成，資料説明，議事録作成，事務局作業の一部を支援する。
- ・講師招聘費については，原則受注者の負担とする。

(5) 成果品について

- ・受託者は，上記実施結果をとりまとめた実施報告書を作成し，提出する。報告書には，結果やそれに伴う不随資料を含むものとし，内容については分かりやすく記載すること。

(注意) 令和7年度においては，令和6年度に実施する第3期観光振興計画策定支援業務委託の成果品をもとに，ひたちなか市において第3期観光振興計画の作成を行う。

6. 実施スケジュール

5－(1)～(5)に規定する業務内容を契約履行期間内に実施し、完了すること。なお、各業務の実施時期についてはひたちなか市と受託者が協議の上決定するものとする。

7. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律を遵守するものとする。

8. 成果品

受注者は、次の成果物をひたちなか市に提出することとする。

- ・実施報告書（紙印刷したもの） 10部

※データはCD-ROMまたはUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

9. 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における8に掲げる成果品（次の9－(2)において「成果品」という。）の所有権は、全てひたちなか市に帰属するものとする。
- (2) 成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

10. 特記事項

- (1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

- (2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

- (3) 法令順守

業務の実施に当たり、関係法令及び、条例を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知りえた情報については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報の保護

受託者はこの契約に基づく業務を実施する場合は、別紙「個人情報取扱特記事項」に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

11. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。